

新宿区週休 2 日促進工事実施要領

1. 目的

本実施要領は、総務部施設課の発注する工事において、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する「週休 2 日促進工事」の実施に必要な事項を定め、週休 2 日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間（12 月 29 日～1 月 3 日）、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 週休日

現場閉所または現場休息を行う日をいう。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業が無く、1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場及び現場事務所での作業が 1 日を通して無い状態をいう。

(6) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3. 対象工事

本実施要領は総務部施設課の発注する工事に適用する。ただし、以下の工事は対象外とすることができる。

(1) 単価契約工事

(2) 対象期間が 30 日未満の工事

(3) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

4. 週休日の設定

原則として「新宿区の休日に関する条例」第 1 条第 1 項に規定する休日に現場閉所を行うこと

で週休2日に取り組むこととする。ただし、工事着手時に、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所（現場休息）を行うことで週休2日に取り組むこともできる。

週休日以外の日に現場閉所（現場休息）が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことが出来るものとする。また、受発注者間の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日に振り替えて現場閉所（現場休息）を行うこととする。

5. 減額変更方法

東京都財務局「週休2日促進工事」実施要領に基づき労務費を補正し、工事費を積算し予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事請負契約書第23条の規定に基づき契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 工事着手前

- ① 受注者は現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の指示があった場合は提出する。
- ② 「対象期間」の設定として、工事着手日及び対象外とする期間等を、監督員との協議により決定する。
- ③ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

- ① 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を監督員に提出する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ② 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督員に提出する。

7. 留意事項

- (1) 受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。本工事は労務費の補正を行う「週休2日促進工事」である旨を明記した施工体制台帳（下請との契約書の写し等）により、監督員が確認することができるよう書類を作成する。
- (2) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員と協議する。

附則（令和7年5月20日付7新総施営第141号）

本実施要領は、令和7年6月1日以降に契約する案件に適用する。